



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第44号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則 （警 察 本 部） 2

公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

島根県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。